

（第28号議案）

中野区まちづくり事業住宅条例の一部を改正する条例

まちづくり事業住宅にパートナーシップの関係にある方と入居できるようにするため、以下の通り中野区まちづくり事業住宅条例の一部を改正する。

中野区まちづくり事業住宅条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条（略）            （申込資格）</p> <p>第4条 事業住宅の使用を申し込むことができる者は、規則で定める特定のまちづくり事業に係る従前住宅の居住者のうち、当該まちづくり事業の施行により当該従前住宅が除却され、又は移築されることに伴い住宅に困窮するもので、かつ、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 単身者であること又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者及び<u>事実上親族関係と同様の事情にある者として規則で定める者を含む。</u>）があること。</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第5条～第15条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略）            （申込資格）</p> <p>第4条 事業住宅の使用を申し込むことができる者は、規則で定める特定のまちづくり事業に係る従前住宅の居住者のうち、当該まちづくり事業の施行により当該従前住宅が除却され、又は移築されることに伴い住宅に困窮するもので、かつ、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 単身者であること又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが、<u>事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。</u>）があること。</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第5条～第15条（略）</p>

(使用権の承継)

第16条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、事業住宅の管理上支障がないと認めるときは、事業住宅の使用の権利の承継を許可することができる。

(1) 事業住宅の使用を承継しようとする者が、使用者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び事実上親族関係と同様の事情にある者として規則で定める者を含む。)又は3親等内の血族若しくは姻族で、第8条第3項の規定による使用開始の時(出生の場合にあっては、出生の時)から引き続き当該事業住宅に居住しているものであるとき。

(2) (略)

2 (略)

第17条～第24条 (略)

附則 (略)

附則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(使用権の承継)

第16条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、事業住宅の管理上支障がないと認めるときは、事業住宅の使用の権利の承継を許可することができる。

(1) 事業住宅の使用を承継しようとする者が、使用者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は3親等内の血族若しくは姻族で、第8条第3項の規定による使用開始の時(出生の場合にあっては、出生の時)から引き続き当該事業住宅に居住しているものであるとき。

(2) (略)

2 (略)

第17条～第24条 (略)

附則 (略)